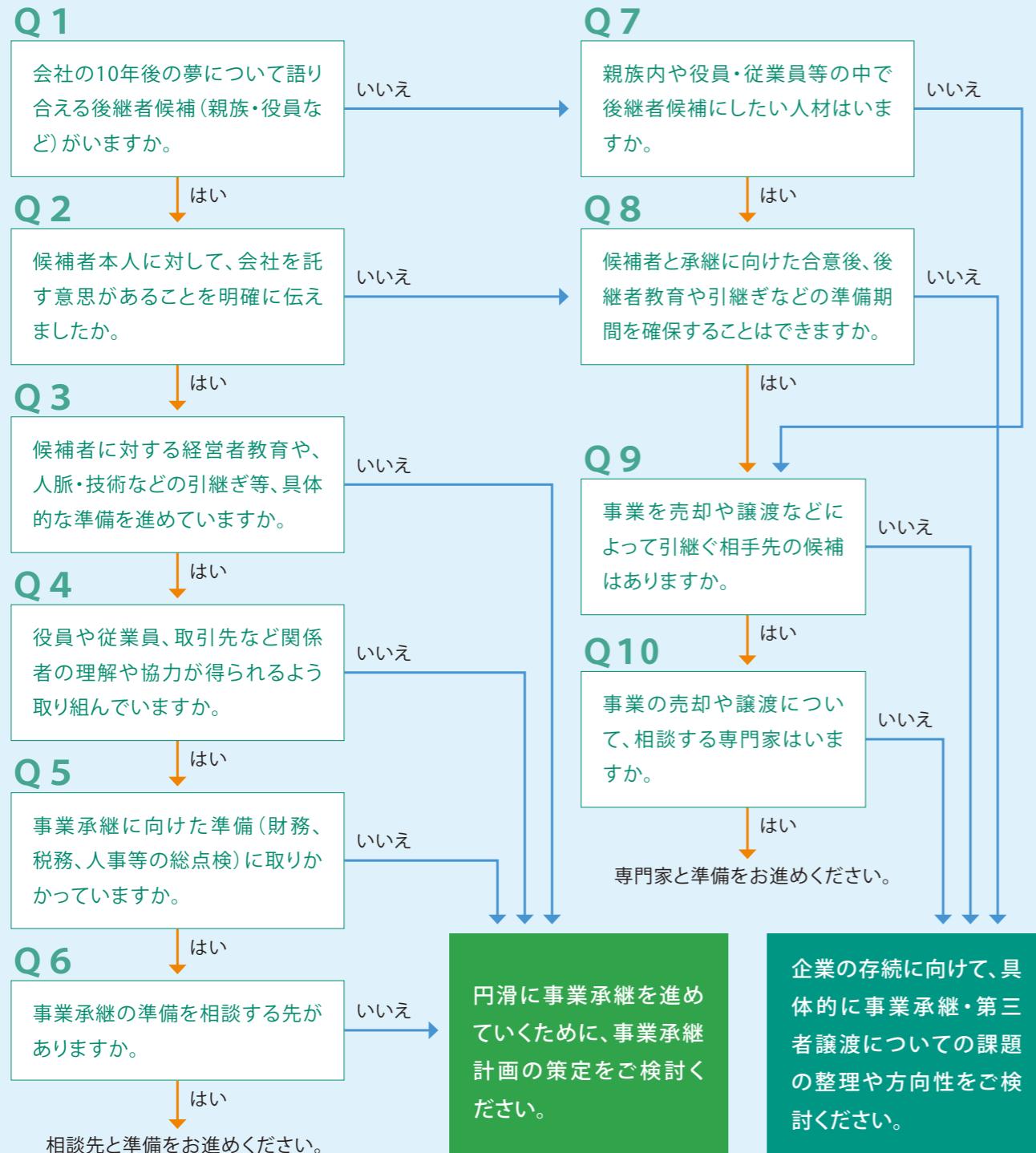


事業承継自己診断チェックシート

仙台市・仙台商工会議所連携事業



平成30年度
事業承継税制の
改正ポイント

平成30年度の事業承継税制の改正により将来の納税不安が大幅に軽減されました。

- ①対象株式数の上限が2/3から撤廃され、納税猶予割合も80%から100%と、承継時の負担がゼロになりました。
- ②雇用要件を弾力化し、未達成の場合も、税制の適用を継続。(※認定支援機関からの指導・助言必要)
- ③複数株主から複数後継者(最大3人)に対する贈与・相続も対象化。
- ④後継者の将来リスクを軽減するため、株価再計算により売却・廃業時の減免が可能になりました。
- ⑤経営力向上計画の認定を受けた中小企業者のM&Aの際に生じる登録免許税、不動産所得税を軽減。

[お問い合わせ・ご相談申込] 仙台商工会議所 事業承継センター TEL.022-265-8127
〒980-8414仙台市青葉区本町2-16-12(地下鉄南北線「勾当台公園駅」南4番出口前)
MAIL:keiei-all@sendaicci.or.jp FAX.022-214-8788

仙台商工会議所 事業承継センターのご案内

中小企業・小規模事業者のみなさまへ

事業承継のお悩みや疑問、
お気軽にご相談ください。

親族・従業員への承継準備から実行、または第三者への引き継ぎ・
M&Aに向けたマッチングから合意、あるいは引き継ぎを行わず円滑な清算・廃業まで、すべてワンストップで対応いたします。
仙台商工会議所は、ご相談いただいた方のこれからの事業の持続発展と地域経済活性のため、事業承継を全力で支援いたします。
※ご相談内容については守秘義務がございます。安心してご利用ください。

相談無料

※M&A合意締結支援のみ
別途費用がかかる場合があります。

仙台商工会議所
www.sendaicci.or.jp

全国の経営者の平均年齢は、高齢化が進み、現在61歳に達しています。また中小企業の数は2009年420万者から2014年には381万者へと減少しています。この現象は仙台市においても同様の傾向です。

一方で、事業承継によって業況が向上した事業者や、経常黒字にも関わらず後継者不在のため廃業される方など今後の事業継続・成長が可能な事業者も多くいる現状です。

そうしたことから、仙台商工会議所では、事業者のみなさまがこれまで維持してきた雇用や技術、ノウハウをこれからの仙台地域経済の活性化のため、未来へつなげていくお手伝いをするため、『事業承継センター』を平成30年度より開設しました。

相談いただいた事業者様、承継される後継者様に寄り添い、当所の経営支援員と事業承継コーディネーターが伴走支援をいたします。また第三者への引き継ぎ、M&Aについても他の公的機関等との連携のもと、マッチングから合意までワンストップ対応いたします。

事業承継について、だれに相談すればよいのかわからない、何から始めればよいのかわからないという事業者は多くいらっしゃると思います。まずは仙台商工会議所にご相談ください。

仙台商工会議所の事業承継支援の流れ

STEP 1 事業承継に向けた 疑問点やお悩み相談の 対応

(所要時間:2時間程度)

後継者の有無にかかわらず、今後の事業継続・承継に関する疑問や不安に関してお答えいたします。承継に向けた取り組み・手順、事業用資産・負債の売却や譲渡の方法、あるいは借入金の担保・保証人への対応など、承継時期が未定でもお気軽にご相談ください。

STEP 2 経営状況・課題の把握と 経営改善・経営強化 支援 (見える化→磨き上げ)

(所要時間:2時間×2~3日程度)

これまでの経営に関するヒアリングや財務諸表、経営者保証の有無など企業・事業分析を行い、経営状況を客観的・専門的視点から把握し、事業継続・承継に向けた経営改善、強みを伸ばす経営強化をサポートいたします。

相談無料

※M&A合意締結支援のみ
別途費用がかかる場合が
あります。

後継者ありの
事業者

後継者なしの
承継希望
事業者

清算・廃業
希望の
事業者

STEP 3-1 事業承継計画書の策定の支援

(所要時間:2時間×3日程度)

後継者がいる場合、関係者の理解や後継者教育、事業用資産や資金、株式の整理など承継するまでに一定の期間と資金調達計画などの行動が必要になるため、中長期的な経営方針や目標を設定し、明文化するための計画策定をサポートいたします。

STEP 3-2 第三者への譲渡、M&Aの支援

後継者が不在でも、雇用を維持したい、これまで培ってきたノウハウ・技術を継承したい場合については、第三者への譲渡、M & Aを支援いたします。M&A支援は譲渡価格や従業員の待遇などの条件・希望のヒアリングから譲り受け先のマッチング、売買交渉の場まで当所経営支援員と事業承継コーディネーターが合意まで伴走支援をいたします。

※M & A支援にあたっては、宮城県事業引継ぎ支援センターなど他機関と連携して実施いたしますが、秘密保持誓約を締結しているため、交渉の前段階で事業所名が特定されることはありません。また、案件によっては、当所連携の公認会計士等とのアドバイザー契約をご案内する場合がございます。

STEP 3-3 清算・廃業の支援

事業承継ではなく、法人の清算、事業の廃業を希望される場合、税理士や弁護士などの専門家とともに円滑な清算・廃業支援をいたします。相談対応する中で事業引き継ぎを再検討される場合は、第三者譲渡に向けた支援をいたします。

事業承継補助金の申請も
支援いたします

事業承継について どのようなことでもご相談ください。

事業承継の
実行と
後継者の
継続支援

STEP 4
事業承継の
実行と
後継者の
継続支援

引継ぎ決定

清算完了

「事業承継補助金」は、地域経済に貢献する中小企業による、事業承継をきっかけとした経営革新や事業転換などの新しい取組を支援する補助金です。

●補助率: 3分の2以内

●補助上限: 経営革新を行う場合 200万円

事業所の廃止や既存事業の廃止・集約を伴う場合 500万円

※上記は平成29年度補助金内容です。平成30年度以降、内容が変更になる場合があります。